

ヘーゲル法哲学における自然と自由

—Manfred Riedel の所説に即して—

小林 正 士

序説 はじめに

第一節 ヘーゲル『法哲学』が近代自然法論と共有する第一の前提条件について

第二節 ヘーゲル『法哲学』が近代自然法論と共有する第二の前提条件について

第三節 市民社会と国家の関係について

第四節 市民法学の観点からの Manfred Riedel の所説の検討・評価

結語

序節 はじめに

本稿では、Manfred Riedel の「ヘーゲル法哲学における自然と自由⁽¹⁾」という論稿を考察し、ヘーゲル『法哲学』の意義を論じていくものである。リーデルは、この論稿で、ヘーゲル『法哲学』と近代自然法論（ホッブズ、ルソー、カントなど）との関連を論じ、ヘーゲル『法哲学』の独自の意義を論じている。それは、主として、次の二点においてである。第一に、ヘーゲル『法哲学』が、「近代」自然法論と共有する二つの前提に関して、第二に、ヘーゲル『法哲学』における市民社会と国家の理論的関連性についてである。そこで、はじめに、このリーデルの見解を示し、次に、これを市民法学の観点から評価・検討していく。最後に、ヘーゲル『法哲学』の意義をまとめていきたい。

第一節 ヘーゲル『法哲学』が近代自然法論と共有する 第一の前提条件について

リーデルは、まず、ヘーゲルが『法哲学』「序文」で、自然の哲学に対して、人倫的世界の理論を立てたことを指摘している。リーデルは、自然の哲学に関して、「哲学は、自然を、それが存在するように、認識しなければならない (die Philosophie sie zu erkennen habe, wie sie ist)」(Ebd., S.109.) のであるという。つまり、そこでの学問は、自然の内在的な法則を研究し、把握しなければならないということを行っている。

これに対して、人倫的世界は、次のように述べられている。「人間によって生み出された人倫的一歴史的世界や、人間の意志に依存している人倫的一歴史的世界は、偶然や恣意に委ねられている (die vom Menschen hervorgebrachte und von seinem Willen abhängige sittlich-geschichtlich Welt dem Zufall und der Willkür preisgegeben)」(Ebd., S.109.) という。

またリーデルによれば、これらの対立に関連して、ヘーゲルは、「自然の法則と法の法則 (Natur- und Rechtsgesetzen)」(Ebd., S.109.) の違いに関して論じているという。「自然法則は、まさに存在そのものであり、それが存在するように、妥当しているのである。だから、私たちは、『一般に自然』を、規定された法則として考えている。「存在と妥当 (当為) は、自然法則の領域においては、一致している (Sein und Geltung (Sollen) fallen in der Sphäre der Naturgesetze zusammen)」(Ebd., S.109.) のである。

しかし、法の法則は、自然の法則のように、「絶対的 (absolut)」なものではなく、「存在と妥当が、ここで、崩れる (Sein und Geltung hier auseinanderfallen)」(Ebd., S.109.) のであるという。というのは、法の法則は、「人間に『由来』するものであり、それは人間の意志や意識に依存している (ein vom Menschen) Herkommendes 《das von seinem Willen und Bewusstsein abhängt》」(Ebd., S.109.) からである。従って、「法の法則は、歴史を持つ」(Ebd., S.110.) のだという。そして、リーデルは、「この法則 (法の法則—引

用者注)の基準は、私たちの外にあるのみではなく、私たちの内にもある (der Masstab dieser Gesetze nicht mehr nur ausser uns, sondern in uns liegt) (Ebd., S.110.)と述べている。さらに言えば、「法の領域において、法則 (法の法則—引用者注)は、その証明を、それが存在しているということではなく、それが知られ、意欲されることの中に持つ (in der Sphäre des Rechts hat ein Gesetz seine Bewährung nicht in seinem Sein, sondern darin, dass es gewusst und gewollt wird)」(Ebd., S.110.)⁽²⁾という。従って、自然の法則と異なり、法の法則においては、存在と当為が対立するのである。

このように、自然の法則と法の法則との違いが明らかにされている。つまり、法の法則は、人間の「意志」や「意識」に依存しているものであるから、絶対的なものではなく、可變的であり、歴史を持つ。さらに言えば、法の法則は、私たちによって、「知られ」、「意欲される」という点で、自然の法則とは異なるということが述べられているのである。では、このことが一体何を意味するものであるのだろうか。

リーデルによれば、ヘーゲルが興味を持っているのは、以上のような「自然の法則と法の法則」に留まらず、さらに、深く「自然」と「精神」との対立にまで至るといふ。そして、ヘーゲルが、「自然の法則と法の法則」、「自然と精神」との対立を論じる中で示したかったことは、「法」が、自然とは異なって、人間の「精神」に由来するものであるということである。それは、ヘーゲル『法哲学』第四節で、法の地盤は、「精神的」なものであって、その出発点は、人間の「自由な意志」であると述べているところで示される⁽³⁾。つまり、根底的に、「法」というものを、人間の「精神」によって基礎づけるということである。そして、リーデルは、ここでヘーゲルが、近代自然法論者 (ホッブズ、ルソー、カント) とつながるといふ。このことが、リーデルが述べる、ヘーゲル『法哲学』が近代自然法と共有する第一の前提条件である。

リーデルによれば、ホッブズは、「自然的な社会」と「人工的な社会」を対立させる。「自然的な社会」における調和は、「動物の調和 (die Eintracht

der Tiere)」であり、自然による「神のみわざ (Gottes Werk)」(Ebd.,S.111.)である。これに対して、「人間の調和」は、「『人工的』なものであり、意志(契約)の取り決めによって媒介される(《künstlich 《durch Vereinbarung der Willen (Verträge) vermittelt》》(Ebd.,S.111.)のである。そして、リーデルによれば、ヘーゲルとホッブズは次の点で一致しているという。即ち、「人間によって生み出された法律や契約は、人間の意志に依存しているという理由で、まさに恣意的で変化するものとして妥当する」(Ebd.,S.111.)ということである。さらに、リーデルによれば、ホッブズは次のことを証明しようと試みるのだという。即ち、自然的な社会とは異なって、「厳密な意味で、『人工的』な社会のみが、市民を、服従へと義務づける(nur eine im strengen Sinne) künstliche 《Gesellschaft die Bürger zum Gehorsam verpflichtet》(Ebd.,S.111.)ということである。そして、リーデルによれば、ここでさらに一歩歩んだのが、ルソーであるという。

リーデルは、そこで、ヘーゲル『法哲学』第258節注解を紹介している。ヘーゲルは、次のようにルソーを評価している。

即ち、「ルソーには、たんに形式上思想である原理[たとえば社会衝動とか神祕的權威とかいったようなもの]ではなく、形式上だけではなく内容上も思想であり、しかも思惟そのものであるような原理、すなわち意志を、国家の原理として立てたという功績⁽⁵⁾がある」。

リーデルによれば、「ルソーは、『人間の核心』を、『人間の自分自身との一致』としての自由を、法の基盤へと高めたのである(Rousseau hat das Innerste des Menschen 《die Freiheit als》 Einheit seiner mit sich 《zur Grundlage des Rechts erhoben》)。「従って、自然などに対立して、自然に移した神の意志に対立して、人間に『無限の強さ』を与えたのである(ihm damit gegenüber der Natur bzw. dem auf sie übertragenen Willen Gottes eine) unendliche Stärke 《gegeben》(Ebd.,S.112.)。

つまり、ルソーは、支配の正統性の原理を問い、それは「他律」ではなく、「自分自身の意志」に従うという意味での「自律」としての「自由」であり、

これを「法の基盤」にしているのである。それによって、人間に「無限の強さ」を与えたということが述べられている。だから、「ルソーは、『精神性を、人間の理性』を、人間の『自由』として理解する (Rousseau fasst die Geistigkeit, Vernünftigkeit 《des Menschen als seine Freiheit》) (Ebd., S.112.)」のである。要するに、ルソーは、「法」を、人間の「自由な意志」によって基礎づけたということである。これをヘーゲルは、承認し、『法哲学』の中に受け継ぐのである。さらにここで、ヘーゲルにとって重要なカントが登場してくる。

リーデルによれば、「自由な意志」は、カントが、「経験的な意志」と「自由な純粋意志」とを分離することによって、さらに輪郭が明瞭になるという。リーデルは、次のように述べている。「自由の思想は一カントの『純粋理性批判』は、近代全体において、これをはっきりとわからせている—自然の中に、目的の類似性を、もはや見出さないのであり、それ故に、自立するのである。それは、ヘーゲルの法哲学にとっても、決定的な意義を持つのである⁽⁶⁾ (Das ist auch für Hegels Philosophie des Rechts von entscheidender Bedeutung)」(Ebd., S.116.)

以上、ヘーゲルが、『法哲学』において、自然の法則と法の法則、自然と精神との対立を論じる中で、近代自然法と共有する第一の前提条件を覗てきた。それは、端的に言えば、「自由な意志」を、法の原理・基礎に据えるということである。従って、リーデルが述べるように、「ヘーゲルの『法哲学』における自然と自由の関係性を理解し、近代自然法の終焉におけるその独特な二面的な位置を理解しようとするなら、ホッブズ、ルソー、カントの法原理のこの評価を見なければならない」(Ebd., S.115.) のである。

第二節 ヘーゲル『法哲学』が近代自然法論と共有する 第二の前提条件について

ヘーゲル『法哲学』が、近代自然法論と共有する法概念の第二の前提条件とは、「意志の運動 (die Bewegung des Willens)」(Ebd., S.117.) に関係

するものである。別言すれば、「意志の展開」に関するものと言えるだろう。リーデルによれば、「法哲学は、意志の運動に基づいている」(Vgl.,ebd.,S.117.)という。

前述したように、ヘーゲル『法哲学』の出発点は、人間の「自由な意志」である。そして、リーデルは、ヘーゲル『法哲学』において、「個々の意志から出発する運動が一人はよく見逃すのであるが一法の全体系を貫くのであり、正確に言えば、国家に集結した意志が導かれるのである」(Ebd.,S.117.)と述べている。つまり、ヘーゲルの『法哲学』において、「個々の意志」から出発して、「国家の意志」を導くという展開がなされるということであろう。さらに、リーデルは、次のように述べている。「『法哲学』の概念発生は、個々の意志の中にある『一般意志 (allgemeinen Willen)』から出発する」(Ebd.,S.118.)。

こうして、ヘーゲル『法哲学』における出発点は、人間の「自由な意志」であるが、それは、個々の意志の偶然的、恣意的なものが、そぎ落とされたものと位置づけられるのである。

さらにまた、ヘーゲル『法哲学』にとって重要なことは、「自由な意志」は、要請ではなく、「現実に存在する」ということである。この点、リーデルは、次のように述べている。「法は、自由な意志の制限ではなく、自由な意志の『現存在』である—『理念としての自由』⁽⁷⁾である (Das Recht ist nicht die Einschränkung, sondern das Dasein 《des freien Willens — die 》 Freiheit als Idee 《 》)」(Ebd.,S.118.)。

そして、リーデルによれば、この自由な意志の「現実性」を考えるためには、「弁証法 (Dialektik)」(Ebd.,S.118.)が必要になるという。即ち、ここでリーデルは、ヘーゲル『法哲学』が、近代自然法と共有する第二の前提条件である「意志の運動」(弁証法)に「関する」事柄が登場する。それは、どういふことであろうか。

ヘーゲルは、『法哲学』の中で、「意志の運動」に関連して、意志の三つの要素について、論じている。第一の要素とは、次のようなものである。「意

志は [α] 自我のまったくなるともきめられていない純粋な無規定性、すなわち、ひたすらおのれのなかへ折れ返る純粋な自己反省、という要素をふくむ⁽⁸⁾。つまり、「私がどんな規定のうちに自分を見いだそうと、あるいは私が自分のうちにどんな規定を定立していようと、その規定を度外視しようという、この絶対的な可能性、いかえれば、どんな内容もなにか制限であるとする、いっさいの内容からの逃避⁽⁹⁾」である。要するに、意志が、どのような自分自身の内の規定をも排除し、度外視できるという意志の要素である。

第二の要素は、次のようなものである。「[β] 自我はまた、区別なき無規定性から区別立てへの移行であり、規定することへの、そして、ある規定されたあり方を内容と対象として定立することへの移行である⁽¹⁰⁾」。つまり、これは、何かを意志すること、意志が自己の内面で、何かを規定するという要素のことである。

第三の要素は、次のようなものである。「[γ] 意志は、この [α] と [β] の両契機の一体性である。すなわち、特殊性がそれ自身のなかへ折れ返り、このことによって普遍性へと取り戻されたあり方、つまり個別性である。いかえれば、それは、自我が自分を、自己自身の否定的なものとして、つまり規定され制限されたものとして定立しながら、同時に、依然として自分のもとに、つまり自分との同一性と普遍性のうちにありつづけ、したがって、規定のなかで自分をただ自分自身とのみつなぎ合わせるという、自我の自己規定である⁽¹¹⁾」。「第三に、自我は、自分の制限、つまり右にいった他のものの中にありながら、しかも自分自身のもとにある。自我は自分を規定しながら、しかもなお依然として自分のもとにありつづけ、普遍的なものを固持することをやめない。これが自由の具体的な概念である⁽¹²⁾」。

このようにヘーゲルは、意志の三つの要素に関して論じ、第三の要素が、意志の全体を説明するものとなっている。つまり、第一に、意志は、どんな自分自身の規定をも、排除ないし捨て去ることができると同時に、第二に、他者との関係性の中で、何かを意志し、自己規定・決定する。従って、第一と第二のものとの統一において、第三に、他者との関係性における、自己規

定は、他律的な自己規定ではなく、自律的な自己規定であり、加えて、他者との関係性における自己規定であるのだから、社会的、共同的な意味を有しており、従って、個別的なものであると同時に、普遍的な要素をも含むと考えられているのである。そして、これがヘーゲルの述べる「自由な意志」の内実なのである。

この点、リーデルは、次のように述べている。「意志を規定し、制限するこの特殊性は、与えられた表面的な制限ではなく—ヘーゲル、カント、フィヒテによって展望されたものである—自律の行為に内在しているものである」(Ebd.,S.118.)。そして、この意志の自由が、現実世界へ向かうのである。即ち、リーデルによれば、さらに、第三の要素としての「自由な意志の原理」、あるいは、「自律の原理」は、ルソーの理論が、現実の社会体制を崩壊に導いたように、「自由を現実化する」(Ebd.,S.119.)という。

このような自由な意志の「概念の自己立法」に関して、リーデルは、こう述べている。「概念の自己立法—それは、ヘーゲルにとって、啓蒙主義の中で、人間の普遍的な権利能力として発見された理念ということの意味する」。「哲学は、この普遍的な権利能力をもって、存在するものに対抗するのであり、『法の思想』、自由は、これまでその背後に隠されていた自然の仮象を破るのである」(Ebd.,S.120.)。そして、「『法哲学』の叙述にあるように、自由の表れは、抽象法の諸制度から始まって、家族、市民社会、国家までの、人間の歴史的社会的（『客観的』）なあらゆる契機の現実性なのである」(Ebd.,S.119.)。

以上、ヘーゲル『法哲学』が、近代自然法と共有する第二の前提条件について述べてきた。それは、「意志の運動」に関するもの、別言すれば、「意志の展開」に関するものとも言えるだろう。法哲学の出発点は、「自由な意志」である。そして、その自由な意志は、ルソーやカントら近代自然法論者とつながりを有するものである。⁽¹³⁾さらに、人間の自由な意志の展開は、現実性を有するように、展開するのである。ヘーゲルの『法哲学』においては、こうした現実性を有する人間の自由な意志の展開を、叙述しているのである。

第三節 市民社会と国家の関係について

リーデルによれば、「自然と自由の対置は、ヘーゲル『法哲学』の体系的、概念的構想にとって、決定的である」(Ebd.,S.121.)という。「というのは、市民社会と国家との間の違いは、自然概念と自由概念の区別の中に根拠を持つからである (Denn die Differenz zwischen bürgerlicher Gesellschaft und Staat hat ihren Grund in der Trennung von Natur- und Freiheitsbegriff)」(Ebd.,S.121.)と述べている。これは、一体何を述べているのだろうか。

リーデルは、まず、ルソー—カントの近代自然法論と、古典的自然法論との違いを述べている。古典的自然法論では、国家 (civitas, res publica) と市民社会 (societas civilis) は一致している。しかし、近代自然法論では、「確かに、近代自然法論の発展過程において、国家 (civitas, res publica) と市民社会 (societas civilis) との一致は、解消している」(Ebd.,S.121.)という。つまり、近代自然法論では、国家と市民社会が、概念的に区別されているということを言っている。

その上で、リーデルによれば、「しかし、この解消は、永続的な差異へと導くのではない (die Auflösung führt aber nicht zu einer dauernden Differenz)」(Ebd.,S.121.)という。その原因は、「自然法的契約論の中に (in der naturrechtlichen Vertragslehre)」あるという。それはどういうことなのだろうか。

リーデルによれば、確かに、カントおよびルソー (近代自然法論) は、ヘーゲルと同様に、自然の原理に対して、自由の原理を対置している (Vgl.,ebd.,S.123.)。しかし、その「方法」において、契約的構成をとると、「自然が、多くの人の『恣意』の契機として、自然法論の出発点において、契約的構成の中に入ってくる」(Ebd.,S.122.)という。つまり、リーデルによれば、近代自然法において、法の原理や国家の原理は、人間の自由な意志であるのだが、これを、契約によって構成すると、人間の自然的な要素である「恣意」が入り込んでしまうという。従って、近代自然法は、自然と自由を区別

したはずなのに、契約的構成によって、皮肉にも、彼らが期待したものとは異なる結果が生じることになるというのである。それ故に、「近代自然法と、それとともに、19世紀の古典的自由主義は、国家および市民社会に関する『諸概念』の考えにおいて、再び、古い自然法論の立場に戻ることになる」(Ebd.,S.123.)とリーデルは述べている。そして、この点に、ヘーゲルが、ルソーやカントと距離をおく動機があるのである。

こうしたルソーやカントらと距離をとり、「ヘーゲルは、自然の法則と自由の法則の対立を先鋭化させることによって、伝統的な自然法の呼び名と共に、societas civilis (市民社会) という呼び名も、放棄する (gibt Hegel mit dem traditionellen Namen des Naturrechts auch den der bürgerlichen Gesellschaft (societas civilis) preis)」(Ebd.,S.123-124.)。つまり、ヘーゲルは、Der Staat (国家) と Die Bürgerliche Gesellschaft (市民社会) とを、概念的に区別するのである。

リーデルによれば、ヘーゲルが、国家と市民社会とを分離したことによって、ある問題の地平が開かれたという。その問題の地平とは、「欲求の体系」としての市民社会の理論的な位置づけが可能になったということである。即ち、ルソーやカントらに付着していた個別的、特殊的(主観的)意志の自然的規定性、つまり、「『特殊な個人』と、諸欲求、衝動、好みは、国家において、普遍的な意志を導くこと、表明される意志を導くこととは、直接的な根拠づけの関連性を持たない (das) besondere Individuum 《und seine Bedürfnisse, Triebe und Neigungen mit der Ableitung des allgemeinen, im Staat sich manifestierenden Willens in keinem direkten Begründungszusammenhang steht》」(Ebd.,S.124.)ということである。それ故に、ヘーゲルは、この「特殊な個人」に付着している自然的規定から、国家を構成するのではなく、これを国家から切り離し、「一つの固有の領域の原理へと高める」ことによって、国家と市民社会の原理的分離を果たすのである⁽¹⁴⁾。ヘーゲルは、その固有の領域を、Die bürgerliche Gesellschaft (市民社会) の「欲求の体系」と言っているのである。こうして、「ヘーゲルは、

近代市民社会の経済的基盤としてのあの『欲求の体系』を発見することが、可能になる (wird es Hegel möglich, jenes) System der Bedürfnisse 《als die ökonomische Basis der modernen bürgerlichen Gesellschaft zu entdecken》) (Ebd., S.124.) のである。

以上のように、ヘーゲルは、近代自然法論の流れの中で、国家と市民社会を、理論的に区別し、これを『法哲学』の中で、明確に位置づけているのである。この点で、リーデルは、近代自然法論の流れにおいて、ヘーゲル『法哲学』の有する意義を評価している。

第四節 市民法学の観点からの Manfred Riedel の所説の 検討・評価

以上のリーデルの論述の中において、市民法学の観点から、注目されるのは、次の二点である。第一に、ヘーゲル『法哲学』が、近代自然法と共有する二つの前提条件について関連するところの、「法および国家」と「自由 (意志)」との関連、第二に、「市民社会と国家」との関連に関するものである。

第一のことにに関して、それは、法および国家を、「人間の精神」、「意志」によって基礎づけるということである。即ち、自然と区別された人間の「意志の自由」に基づいて、法、国家を再構成するということ。言い換えれば、人間の自由な意志を、法の原理、国家の原理として立てるということである。

その上で、法および国家を、「人間の精神」、「意志」によって基礎づけるということは、ヘーゲルにとって、次のことを意味するものである。即ち、諸個人の「自由な意志の確立」、同じことであるが、自分自身の意志に基づく「自律の確立」という側面と、この諸個人の意志の自由の確立は、単に主観的な内面だけに留まらず、その自由な意志を、具体的客観的な世界の中で「実現」させていくという側面である。

これらは、市民法学の観点から、積極的な意義を有するものであると考える。というのは、それは、市民法学の原理と適合するものであり、これを基礎づけるものからである。市民法学の原理は、二つある。即ち、一つは、「自

由、平等、独立の諸個人の確立」であり、もう一つは、「そうした自由な諸個人による友愛的、連帯的な国家共同体の形成⁽¹⁵⁾」であるからである⁽¹⁶⁾。

第二のことにに関して、リーデルは、ヘーゲルが、近代自然法論の流れに従って、自然と自由の概念の区別から、「国家と市民社会」との理論的な区別を導き出し、これを「欲求の体系」としての市民社会として、基礎づけているということを論じている。

国家との関係において、「欲求の体系」としての市民社会の意義は、一方で、国家が、諸個人のあるがままの自由、恣意、好み、欲求を認めたということである。端的に言えば、特殊性の原理の容認である。そのことは、国家が、全体主義的なものにならないためにも、この「欲求の体系」としての市民社会の有する意義は大きい。従って、リーデルの「欲求の体系」としての市民社会の基礎づけに関する論述は、市民法学の観点からも、積極的な意義を有すると考える。

しかしながら、他方で、「欲求の体系」としての市民社会の意義は、個人のあるがままの自由、恣意、好み、欲求からは、国家（国家意志）を構成することはできないということをも意味している。その上で、リーデルの本論文には言及がなかったが（リーデルは、国家と市民社会、とりわけ「欲求の体系」としての市民社会との理論的区別を論じていたから、やむを得ない）、市民社会は、決して、「欲求の体系」としての市民社会としてのみ、別言すれば、特殊性の原理のみによって、存在するものではない。このことは、市民法学の観点からも、指摘しておくべき重要なことがらである。

即ち、ヘーゲルが、『法哲学』第三部の第二章「市民社会」182節、また186節で論じているように、市民社会においては、この特殊性の原理のみが存在しているわけではない。「司法活動」としての市民社会、「福祉政策と職業団体」としての市民社会、別言すれば、「共同性の原理」も存在している⁽¹⁷⁾。そして、ヘーゲルが述べるように、市民社会では、この特殊性の原理と共同性の原理が、分裂しながらも共存しているのである⁽¹⁸⁾。従って、市民社会から国家へ展開するための重要な問題は、市民社会において活動する一人ひとり

が、この「共同性の原理」を自覚し、自らこれを「意志する」ということである。そして、この「共同性の原理」こそ、特殊性の原理の存在基盤・根拠と言えるものなのである。それ故、市民社会を観るには、この両方の原理に注目しなければならないのである。

この点、今井弘道氏は、次のように述べている。「第三部『人倫』の第二章『市民社会』のAがこの「欲望の体系」としての『ブルジョアの社会としての市民社会』に当てられているのに対して、Bは『司法活動』、Cは『内務行政・職業団体』である。このB・Cの領域は、不可視の公共性ともいべき『欲望の体系』＝『分業の体系』に立脚し、その上でそれに対して反省的に関わる領域として成立するものであり、一言でいえば可視化された「市民的公共性」の領域である」。それは「civil governmentに該当する領域だといってよいし、『シトワイヤンの社会としての市民社会』に該当する領域といってもよい⁽¹⁹⁾」。従って、重要なことは、「『ブルジョアの社会としての市民社会』が反人間的なものに墮さないためにも、個人は単に私人であるだけでなく同時に、civil virtueをもったシトワイヤンでもなければならない⁽²⁰⁾」ということである。

シトワイヤンとは、徳をもった者である。徳とは、個人の私的な利益も重要だが、何よりその基盤である「公の利益」、「共通の善」を重んじる精神であると言えるだろう。このように、市民社会は、諸個人が、私人であると同時に、シトワイヤンでもあるように、別言すれば、公共性を担う主体であるように、自己を形成していく重要な圏域として、位置づけられるのである。そして、市民社会と国家とは、区別されながらも、密接に結びついており、このような公共性を担う諸個人によって、国家は形成されると考えられているのである。市民法学の原理に、「自由な諸個人による友愛的、連帯的な国家共同体の形成」があるが、まさに、ここでいう自由な諸個人とは、市民社会を経由して、一人ひとりが公共性の担い手として自覚し、行動する主体である。リーデルの論述は、「欲求の体系」としての市民社会だけであるが、それも含めて、市民社会の有する意義、市民社会と国家に関する意義は、市

民法学の観点からも重要であると言えるだろう。

結語

ヘーゲル『法哲学』の表題は、正確には、「法の哲学要綱あるいは自然法と国家学要綱」(*Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft in Grundrisse*)である。そして、この「自然法と国家学」という言葉に、ヘーゲル『法哲学』の重要な観点が示されている。即ち、「自然法は国家の干渉から個人を守ることを目指す」側面と、「国家学は個人を国家に結びつけることを目指す」⁽²²⁾側面を有していると言い得るであろう。

このようにみると、ヘーゲル『法哲学』の表題には、「自然法」と「国家学」という一見すると相矛盾するタイトルがつけられている。しかしながら、ヘーゲルにおいて、「自然法と国家学」は、決して相矛盾することを意味していないのである。逆に、近代国家において、両者は必要不可欠の観点であることを示しているのである。つまり、ヘーゲルにとって、「国家の干渉から個人を守る」側面と、「個人を国家に結びつける」側面を共に認めた上で、この二つを矛盾なく結びつける「内在的な論理」を『法哲学』で明らかにするのである。別言すれば、国家の干渉から個人の「自由」を守る側面と個人を国家に結びつける「共同」の側面、即ち、「自由と共同」の実現が、ヘーゲル『法哲学』の観点なのである。さらに言葉を換えて言えば、諸個人の「自由を重視する近代の主体性の倫理」と、「共同を重視する古代の実体的な倫理」との統一という観点である⁽²³⁾。

「近代の主体性の倫理」とは、例えば、「自分の「おのれの満足をおぼえようとする主体の『特殊性』の権利 (Das Recht der *Besonderheit* des Subjekts)」、⁽²⁴⁾「主体的自由の権利 (das Recht der *subjektiven Freiheit*)」というものであり、「古代の実体的な倫理」とは、「自分の祖国、自分の国家という理念が、そのためにこそ自分がはたらき、それによってこそ自分が動かされる、眼にこそ見えね、⁽²⁵⁾気高いもの」という古代の共和制国家の倫理である。

ヘーゲルは、このような観点を持つ故に、『法哲学』において、一方で、「国

家の目的が市民たちの幸福であるとは、しばしば言われたことである。たしかにそのとおり⁽²⁶⁾」と述べるように、諸個人の私的福祉や私的権利の重要性を述べる。しかしながら、ここが重要なところであるが、同時に他方では、「国家の究極目的がただ諸個人の生命と所有を保障することだけであるとみなされるとすれば、そこにはひどい計算ちがいがある⁽²⁷⁾」とヘーゲルは述べている。なぜなら、「この保障は、ぜひとも保障されなければならないもの（国家の独立性—訳者注）が犠牲にされたのでは、得られない⁽²⁸⁾」からであり、従って、「条理はむしろ逆であるからである⁽²⁹⁾」と述べている。即ち、ヘーゲルは、論理的ないし原理的には、諸個人の生命・財産・幸福・福祉などのものが、国家に先行してあるのではなく、逆に、「国家の独立性」（国家の主権）があってはじめて、諸個人の生命・財産・幸福・福祉などのものが確保されるということが述べられている。従って、ここに、「個人を国家と結びつける」契機があるのである。

以上のようなヘーゲルの叙述は、ヘーゲルの国家の概念を観るとさらに分りやすいであろう。即ち、ヘーゲルは、国家の概念を二つに分けて⁽³⁰⁾いる。一つは、狭義の国家と呼ばれるものであり、それは「権力機構としての国家」である。もう一つは、広義の国家と呼ばれるものであり、それは先の「権力機構としての国家」を含むところの「共同体としての国家」である。「権力機構としての国家」という側面から観れば、諸個人の自由は、恣意的な国家権力によって不当に侵害されてはならないのであって、これを保障しなければならないのである（立憲主義的側面）。同時に他方で、「共同体としての国家」という側面から観れば、諸個人の生命・財産・幸福などは、「国家の独立性」が確保されなければ得られないのであるから、諸個人は「国家の独立性」を守らなければならないのである（共和主義的側面）。ここに、ヘーゲルの「諸個人の自由」と「諸個人と国家との共同」を結びつける内在的な論理が存在するのである。即ち、ヘーゲルは、次のように述べている。「もし市民たちがしあわせでなく、彼らの主観的目的が満たされていず、この満足の媒介が⁽³¹⁾国家そのものであると彼らが認めないならば、国家の基盤は脆弱なのである。

つまり、諸個人の幸福や自由は、「権力機構としての国家」から守られていなければ、「共同体として国家」の基盤も弱くなる。他方で、この諸個人の幸福や自由は、「共同体としての国家」の「独立性」によってこそ、「媒介」され結びついているのである。このような内在的論理を、認識し自覚していくことが、ヘーゲル『法哲学』の重要な意義の一つであると言えるのである。

- (1) Manfred Riedel, *Natur und Freiheit in Hegels Rechtsphilosophie*. in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Band 2*, Hrsg. von Manfred Riedel, Frankfurt a.M. 1975, S. 109-127. 以下、本論文からの引用は、本文中に記す。
- (2) 「ソフィアー（知恵—引用者注）は法律〔法権利 Recht〕を、それについて知識を持つという意味で認識するにすぎないが、法律は、実践において成就されるというそれ以上の意味での実現を要求する。法律を理論的理性の固有の対象に構成するまさにその客体（客観）性 objectivity は、理論的理性から、主意的行為の決定能力 determinant capacity を奪ってしまう。それゆえに、こうした客体（客観）性を克服するためには、主体における〔理論的理性以上の〕さらなる活動が必要である。自由な行為 *free action* を決定する法律は客体（客観）的であるべきである、ということが自由な行為の一条件であるならば、この客体（客観）性は克服されるべきである、ということが自由な行為 *free action* の一条件である。この目的のためには、理論的理解力（悟性）に付随して、主体の能動（活動）的応答 active response が生起しなければならない。これによって客体（客観）的な法律は、受け入れられ、そしていわば精神によって会得され *spiritually digested*、その結果、その法律はもはや単に客体（客観）的であることを、あるいはそれ以上に主体に対立することをやめ、そして内側から行為の中に現出する一原理となる。この付随して生起する能動（活動）的応答は、ヘーゲルにとって、道徳性 *morality* における実践的エレメントの本質である。そして、外面的 *outer* であったものを、あるいはそれ以上に、思惟活動 *thinking* としての主体に対立するものであったものを、こうして内面的なもの *inner* にすること、あるいは、客体（客観）的であったものを主体（主観）的なものにすること、このことは法律を習俗規範性（人倫） *Sittlichkeit* として実現することへの意思 *will* の不可欠な寄与である」。M・B・フォスター 永井健晴訳『プラトンとヘーゲルの政治哲学』144—145頁（風行社、2010）。
- (3) Vgl., G.W.F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke, 7*, Frankfurt a.M. 1970, § 4, S. 46. ヘーゲル（藤野渉／赤沢正敏訳）『法の哲学 I』65頁参照（中央公論新社、2001）。
- (4) 「政府の正統性は神授の王権や支配者の当然の優位性ではなく、むしろ被支配者側の権利に由来するという原理を最初に確立したのがホッブズだった」。フランシス・

- フクヤマ 渡部昇一訳・特別解説『歴史の終わり【中】』112頁 (三笠書房、1992)。
- (5) G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke, 7*, Frankfurt a.M. 1970, § 258, S.400. ヘーゲル (藤野渉／赤沢正敏訳) 『法の哲学Ⅱ』219頁 (中央公論新社、2001)。
- (6) 「カントにこの『自然状態からの脱却』を教えた思想家はホッブズだとかロックだとかイギリスの思想家とルソーである。『自然状態からの脱却』を可能にする立法原理は、ホッブズにおいても、カントの言う倫理的共同存在においても、政治的共同存在においても、いずれも同一の関係を持っている。『それは、カント的に内面化され、より一層形式化され、たんに国家に対してのみならず、道徳・宗教に対しても、原理的な存在の地位におかれたところの『近代的自由』の論理構造にほかならないと言いうるであろう』。加藤尚武『ヘーゲル哲学の形成と原理』32頁 (未来社、1980)。
- (7) ヘーゲルにおける「法の理念としての自由」に関する詳しい論述は、拙稿小林正士「ヘーゲルにおける法、道徳、人倫—Bruno Liebrucksの所説に即して—」国士館法研論集 第15号 (2014) を参照されたい。
- (8) Ebd., § 5, S.49. 藤野／赤沢訳・前掲注 (3) 72頁。
- (9) Ebd., § 5, S.50. 藤野／赤沢訳・前掲注 (3) 73頁。
- (10) Ebd., § 6, S.52. 藤野／赤沢訳・前掲注 (3) 76頁。
- (11) Ebd., § 7, S.54. 藤野／赤沢訳・前掲注 (3) 81頁。
- (12) Ebd., § 7 Zusatz, S.57. 藤野／赤沢訳・前掲注 (3) 83頁。
- (13) ルソーとヘーゲルの一致点について、例えば、次のような記述がある。「表現こそ違え、他人から切り離された特殊の個々人の恣意的自由を超えた、他在即自在、自在即他在としての真の共同体的自由、人倫的自由を求めるというもっとも重要な一点において、ルソーはまさにヘーゲルとまったく同じであったといえるのである。その意味でヘーゲルこそはルソーの真正の後継者であった」。柴田高好『ヘーゲルの国家理論』217頁 (日本評論社、1986)。また、「ルソーと同様に、ヘーゲルも近代の個人主義的な〈市民的自由〉の克服をめざす」。即ち、「彼ら (ルソーとヘーゲル—引用者注) にとって、国家は単なる手段ではなく、そのような形式的な自由を克服すべく人々が形成する対象として、それは目的そのものに他ならない。つまり、人々の内面的自由を政治的共同性を形式化することで保持しようとするのではなく、より高次の精神的共同性を形成することでそれをさらに拡大しようとするのである。ヘーゲルに課せられた『国家』論の課題とルソーのそれとが、こうして重なり合う」。南条文雄『人倫の哲学—ヘーゲル・カント・ルソーと現代—』47頁 (北樹出版、1991)。
- (14) M・リーデル 池田貞夫・平野英一訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』56—58頁参照 (未来社、1985)。
- (15) 篠原敏雄「沼田稲次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民法学の視座から—」横井芳弘／篠原敏雄／辻村昌昭編『市民社会の変容と労働法』4頁 (信山社、2005)。

- (16) 市民法学の観点に関して、詳しくは以下の拙稿を参照されたい。小林正士「市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』」国士館法研論集 第10号(2009)。「市民法学における社会認識のための一考察」国士館法研論集 第11号(2010)。「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」国士館法研論集 第12号(2011)。「ヘーゲルの社会理論と市民法原理」国士館法研論集 第13号(2012)。「ヘーゲル法哲学の構造と市民法学」国士館法研論集 第14号(2013)。「ヘーゲルにおける法、道徳、人倫—Bruno Liebrucksの所説に即して—」国士館法研論集 第15号(2014)。
- (17) 「ヘーゲルは市民社会の私的諸人格のなかに、自分自身のためにという私的な利己的な性格を越えて、他人への配慮を、他人のためにという人倫的な性格を、普遍的な性格を見だし、ここにコルボラツィオン(職業団体—引用者注)の土台をすえている。すなわち『公共の福祉』という概念がそれである」。尼寺義弘「ヘーゲルのコルボラツィオン論」尼寺義弘・牧野広義・藤井正則編著『経済・環境・スポーツの正義を考える』96頁(文理閣、2014)。
- (18) Ebd., § 184 Zusatz, S.340-341. 藤野/赤沢訳・前掲注(5) 93頁。ヘーゲルは、次のように述べている。即ち、「市民社会においては、特殊性と普遍性とは離れ離れになっていながら、それでもなお両者は、相互に結びつけられ、相互に制約しあっている(Indem in der bürgerlichen Gesellschaft Besonderheit und Allgemeinheit auseinandergefallen sind, sind sie dennoch beide wechselseitig gebunden und bedingt)」。
- (19) 今井弘道「三島淑臣の法思想・再論—『市民社会』概念との関連において—」三島淑臣教授退官記念論集編集委員会『法思想の伝統と現在—三島淑臣教授退官記念論集—』19頁(九州大学出版会、1998)。
- (20) 今井・前掲注(19) 22頁。
- (21) 「ヘーゲルの議論において決定的に重要な点は、市民社会が安定化するためには、誠実で人倫的、いい換えれば有徳であらねばならないという要求も〔欲求と〕共に満たされなければならない、という点である」。ビルガー・P・ブリッタート 高柳良治・滝口清栄・早瀬明・神山伸弘訳『経済学者ヘーゲル』238頁(御茶の水書房、1999)。
- (22) 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル 法の哲学』50頁(有斐閣新書、1980)。
- (23) 上妻・小林・高柳・前掲注(22) 50頁。
- (24) Ebd., § 124, S.233. 藤野/赤沢訳・前掲注(3) 327頁。
- (25) G.W.F.Hegel, Werke 1, *Frühe Schriften* (Frankfurt a.M.), 1971, S.205. ヘルマン・ノール編 久野昭/水野建雄訳『ヘーゲル初期神学論集I』242頁(以文社、1973)。
- (26) Ebd., § 265 Zusatz, S.412. 藤野/赤沢訳・前掲注(5) 246頁。
- (27) Ebd., § 324, S.492. 藤野/赤沢訳・前掲注(5) 404頁。
- (28) Ebd., § 324, S.492. 藤野/赤沢訳・前掲注(5) 404頁。
- (29) Ebd., § 324, S.492. 藤野/赤沢訳・前掲注(5) 404頁。
- (30) 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』130—134頁参照(岩波書店、2010)。

(31) Ebd., § 265 Zusatz.S.412. 藤野／赤沢訳・前掲注 (5) 246頁。

[参考文献]

- 尼寺義弘「ヘーゲルのコルボラツィオン論」尼寺義弘・牧野広義・藤井正則編著『経済・環境・スポーツの正義を考える』(文理閣、2014)
- 今井弘道「三島淑臣の法思想・再論—『市民社会』概念との関連において—」三島淑臣教授退官記念論集編集委員会『法思想の伝統と現在—三島淑臣教授退官記念論集—』(九州大学出版会、1998)
- 加藤尚武『ヘーゲル哲学の形成と原理』(未来社、1980)
- G.W.F.Hegel, Werke 1, *Frühe Schriften* (Frankfurt a.M.), 1971. ヘルマン・ノール編 久野昭／水野建雄訳『ヘーゲル初期神学論集 I』(以文社、1973)
- G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke, 7*, Frankfurt a.M.1970. ヘーゲル (藤野涉／赤沢正敏訳)『法の哲学 I II』(中央公論新社、2001)
- 上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル 法の哲学』(有斐閣新書、1980)
- 小林正士「市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』」国士館法研論集 第10号 (2009)
- 小林正士「市民法学における社会認識のための一考察」国士館法研論集 第11号 (2010)
- 小林正士「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」国士館法研論集 第12号 (2011)
- 小林正士「ヘーゲルの社会理論と市民法原理」国士館法研論集 第13号 (2012)
- 小林正士「ヘーゲル法哲学の構造と市民法学」国士館法研論集 第14号 (2013)
- 小林正士「ヘーゲルにおける法、道徳、人倫—Bruno Liebrucksの所説に即して—」国士館法研論集 第15号 (2014)
- 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』(岩波書店、2010)
- 篠原敏雄「沼田稲次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民法学の視座から—」横井芳弘／篠原敏雄／辻村昌昭編『市民社会の変容と労働法』(信山社、2005)
- 柴田高好『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社、1986)
- 永尾孝雄『ヘーゲルの近代自然法学批判』(九州大学出版会、1998)
- 南条文雄『人倫の哲学—ヘーゲル・カント・ルソーと現代—』(北樹出版、1991)
- ビルガー・P・プリッタート 高柳良治・滝口清栄・早瀬明・神山伸弘訳『経済学者ヘーゲル』(御茶の水書房、1999)
- フランシス・フクヤマ 渡部昇一訳・特別解説『歴史の終わり【中】』(三笠書房、1992)
- Manfred Riedel, *Natur und Freiheit in Hegels Rechtsphilosophie.in.: Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Band2*, Hrsg.von Manfred Riedel, Frankfurt a.M.1975
- マンフレッド・リーデル 清水正徳／山本道雄訳『ヘーゲル法哲学 その成立と構造』(福村出版、1976)
- M・リーデル 池田貞夫・平野英一訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』(未来社、

1985)

マンフレッド・リーデル 高柳良治訳『体系と歴史 ヘーゲル哲学の歴史的位罫』(御茶の水書房、1986)

M・B・フォスター 永井健晴訳『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(風行社、2010)

[本稿は、平成25年度国士館大学に提出した博士(法学)学位請求論文の第三部第四章に加筆・修正を施し成ったものであることを付記する]